

野々市市監査公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、健康福祉部の定期監査を実施したので、同条第9項の規定により当該報告を別紙のとおり公表する。

令和3年2月8日

野々市市監査委員 小松靖典

野々市市監査委員 大東和美

定期監査結果報告書

1 監査対象部局

健康福祉部

福祉総務課、介護長寿課、保険年金課、子育て支援課、健康推進課

2 定期監査実施期間

令和2年10月1日から令和3年2月8日まで

3 定期監査の範囲

令和2年4月1日から令和2年11月30日までの執行分

4 監査の方法

あらかじめ執行状況資料等の提出を求め、事務局職員により、その内容の通査等を行った。また、審査日には関係職員から定期監査資料に基づいて所管事業の進捗状況等を聴取し、質疑を交わした。

5 監査の着眼点

- ① 市の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。
- ② 市の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているか。
- ③ 前回の監査で指摘事項、意見及び質疑の過程において当事者に指導した事務処理上の意見とした事項は適正に改善されているか。

6 監査の結果

予算の執行状況、財産管理状況、事務事業の管理状況の項目については、定期監査の範囲において、概ね良好に執行がなされているものと認められた。

特に健康推進課においては、新型コロナウイルス感染症対策本部の庶務を担う等の例年になく苦労があったものと推測される。

また、口頭指導事項については、質疑の過程において当事者に指導したため本書には省略した。

7 監査の結果に添える意見

健康福祉部

特段の指摘事項はないが、意見は次のとおりである。

健康推進課

[助成行政]

不妊治療費助成事業のうち男性不妊治療について、市民に対して一層の周知をされるよう励まされたい。